

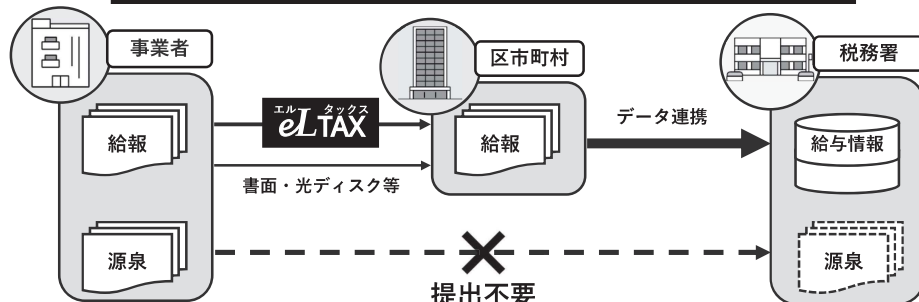
令和9年1月から 源泉徴収票の提出方法が変わります

改正の内容

令和9年1月1日以降に提出すべき令和8年分以降の給与所得の源泉徴収票について、給与支払報告書を区市町村へ提出した場合には、税務署へ給与所得の源泉徴収票を提出したとみなされ、それに伴い、提出範囲が給与支払報告書と同じになります（源泉徴収票のみなし提出の特例）。

つまり・・・給与支払報告書を区市町村に提出した場合には、

**源泉徴収票を税務署に
提出する必要がなくなります！**



eLTAXで提出するメリット

- 特別徴収税額通知（納税義務者用）を電子データで受け取れます！**
従業員への配布・郵送コストを削減することができ、業務のペーパーレス化につながります。
- 給与を各自治体へ一括提出できます！**
送信すると自動的に各区市町村へ振り分けられるため、業務の効率化につながります。
- 従業員の確定申告がさらに便利に！**
令和9年1月以降、eLTAXで提出された給与支払報告書の情報がマイナポータル連携の対象となります。
ふるさと納税や医療費控除等で確定申告が必要な従業員の場合、マイナポータル連携により給与所得の情報が自動で入力されるため、入力ミスの心配もなく、簡単・便利に確定申告書が作成できます。

eLTAXまたは光ディスク等による提出義務基準について

令和7年に税務署へ提出した源泉徴収票の枚数が**30枚以上**であれば、令和9年に提出する給与支払報告書は**eLTAXまたは光ディスク等により提出しなければなりません。**

※提出義務の判定は、前々年に税務署へ提出した枚数で判定します。

※区市町村ごとの提出枚数ではなく、すべての税務署への提出枚数の合計が**30枚以上**であれば、各自治体への提出も電子化が義務となります。

△注意

この改正は、令和9年1月1日以後に提出すべき令和8年分以後の「給与支払報告書」、「給与所得の源泉徴収票」から適用されます。

※令和8年の途中で退職した従業員に係る源泉徴収票についても、令和9年1月1日以後に、そのほかの源泉徴収票とまとめて提出する場合には、この改正が適用されます。

eLTAXの利用方法に関するお問い合わせ



eLTAXヘルプデスク 0570-081459
上記でつながらない場合 03-6745-0720

eLTAX よくあるご質問 検索

光ディスク等の提出方法



豊島区公式ホームページ
ホーム>手続き・届出>税金・住民税
>特別徴収義務者（給与支払者）のかたへ
>光ディスク等の利用について

令和9年度 給与支払報告書の提出について

1	提出先	令和9年1月1日現在、給与受給者が居住する区市町村長あて
2	提出期限	令和9年2月1日（月） ※期限を過ぎて提出されると、6月からの課税に間に合わない場合があります。
3	提出範囲	給与支払額にかかわらず、令和9年1月1日現在の在職者について、提出してください。 令和8年中の退職者については、退職した日現在居住する区市町村長あてに提出してください。 なお、退職者について、支払金額が30万円以下の場合は、提出義務はありませんが、公平・適正な課税の観点から、提出にご協力ください。
4	提出物	①給与支払報告書（総括表・普通徴収切替理由書）：1事業所につき1枚 ②給与支払報告書（個人別明細書）：1人につき1枚
5	提出方法	令和7年に税務署へ提出した源泉徴収票の枚数が 30枚以上 の事業所は、令和9年に提出する給与支払報告書は eLTAXまたは光ディスク等での提出が義務 となります。 ※eLTAXの利用方法については、同封のチラシをご確認ください。 eLTAXまたは光ディスク等での提出をする場合は、書面での提出は不要です。本書類を破棄してください。

給与支払報告書(総括表)の記入方法

令和9年度(令和8年分)給与支払報告書(総括表)

豊島区長あて

令和 年 月 日 提出		指定番号
給与支払者の 個人番号又は法人番号	令和 年 月 分から 月分まで	給与支払 方法と期間
給与支払者の 所在地 (住所)	(フリガナ)	事業種別
給与支払者の 氏名	(フリガナ)	受給者 総人数
代表者の 氏名	氏名	特別徴収 特別徴収
連絡先の 氏名	氏名	普通徴収対象者 (退職者を除く)
連絡先の 電話番号	電話番号	普通徴収対象者 (退職者を除く)
会計事務所の 名称及び 電話番号	名称及び 電話番号	合計
		所轄 税務署名
		納入 必要・不要
普通徴収対象者がいる場合は、下記「普通徴収切替理由書」にご記入のうえ提出してください。		処理欄
普通徴収切替理由書		
符号	普通徴収切替理由	人数
普A	総従業員数が2人以下 (下記「欄B」～「欄F」に該当する全ての「他市区町村長あてを寄付」従業員数を差し引いた人数)	人
普B	他の事業所で特別徴収(乙欄該当者)	人
普C	給与が少なく税額が引けない	人
普D	給与の支払が毎月でない(不定期)	人
普E	事業専従者(個人事業主のみ対象)	人
普F	退職者又は退職予定者(5月末日まで) 及び休職者(育児休業中を含む)	人
普通徴収切替理由書の合計人数		人

給与支払者の個人番号又は法人番号(※)を記入してください。
個人番号を記入する場合は、先頭の1文字を空けて、右詰めで記入してください。

※行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号及び同条第15項に規定する法人番号をいう。

税額通知書の送り先とするため、フリガナやビル名も記入してください。

普通徴収該当の方がいる場合は、下記「普通徴収理由書」を記入し、個人別明細書の摘要欄に符号を記入してください。

金融機関による納入代行サービスや、自社製の納入書の利用により、豊島区が送付する納入書が不要な場合は、「納入書」欄の「不要」に○印を記入してください。

左記の普通徴収を認める基準に該当し、かつ普通徴収を希望する方がいる場合は、該当する理由の「人数」欄に人数を記入し、個人別明細書の摘要欄に該当する符号(例：普Aなど)を記入して、提出してください。

総括表・普通徴収切替理由書

個人別明細書(特別徴収分)

普通徴収該当 仕切書

個人別明細書(普通徴収分)

<担当>

豊島区役所 税務課
課税第一・課税第二・課税調整グループ
電話 03-3981-1111(代表)

給与支払報告書(個人別明細書)の記入方法

※令和8年度以前の様式は使用しないでください。

詳細は、国税庁作成「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」をご参照ください。

① 給与支払報告書(個人別明細書)

② 給与を受ける者

③ 給与を支払う者

④ 扶養親族等の区分

⑤ 扶養親族等の氏名

⑥ 扶養親族等の生年月日

⑦ 扶養親族等の住所

⑧ 扶養親族等の職業

⑨ 扶養親族等の収入

⑩ 扶養親族等の所得

⑪ 扶養親族等の控除

⑫ 扶養親族等の税額

⑬ 扶養親族等の支払

⑭ 扶養親族等の受取

⑮ 扶養親族等の納税

⑯ 扶養親族等の控除

⑰ 扶養親族等の税額

⑱ 扶養親族等の支払

⑲ 扶養親族等の受取

⑳ 扶養親族等の納税

㉑ 扶養親族等の控除

㉒ 扶養親族等の税額

㉓ 扶養親族等の支払

㉔ 扶養親族等の受取

㉕ 扶養親族等の納税

㉖ 扶養親族等の控除

㉗ 扶養親族等の税額

㉘ 扶養親族等の支払

㉙ 扶養親族等の受取

㉚ 扶養親族等の納税

㉛ 扶養親族等の控除

㉜ 扶養親族等の税額

㉝ 扶養親族等の支払

㉞ 扶養親族等の受取

㉟ 扶養親族等の納税

㊱ 扶養親族等の控除

㊲ 扶養親族等の税額

㊳ 扶養親族等の支払

㊴ 扶養親族等の受取

㊵ 扶養親族等の納税

㊶ 扶養親族等の控除

㊷ 扶養親族等の税額

㊸ 扶養親族等の支払

㊹ 扶養親族等の受取

㊺ 扶養親族等の納税

㊻ 扶養親族等の控除

㊼ 扶養親族等の税額

㊽ 扶養親族等の支払

㊾ 扶養親族等の受取

㊿ 扶養親族等の納税

■摘要欄の記載方法

要件	記載方法
支払金額に前職給与を含む	他の支払者の所在地、名称、退職年月日、給与金額、源泉徴収税額、社会保険料控除の金額
退職所得のある配偶者又は親族等の合計所得金額から退職所得の金額を除いた結果、配偶者(特別)控除、扶養控除等を受けることができる場合	(退) 氏名・結構・生年月日・令和8年中の退職所得を除いた合計所得金額 例：(退) 豊島 二郎 平成元年1月1日 450,000円
特定親族である場合	特定親族の氏名(＜特定親族特別控除の額の区分＞※に対応する数字) 例：豊島 七子 (50) ※詳細は国税庁ホームページをご確認ください。
事業専従者の場合	「専従者」(青色事業専従者の場合は「青専」)
国外転出者の場合	「非居住者」

■所得金額調整控除の適用がある場合

要件	記載方法
同一生計配偶者が特別障害者	同一生計配偶者の氏名(同配) 例：豊島 花子(同配)
扶養親族が特別障害者	扶養親族の氏名(調整) 例：豊島 一郎(調整)
扶養親族が23歳未満	

「同一生計配偶者」または「扶養親族」の氏名が「源泉・特別控除対象配偶者」欄・「控除対象扶養親族等」欄・「16歳未満の扶養親族」欄に記載されている場合は記載を省略できます。

1 給与所得控除の最低保障額の引き上げ

「令和8年分年末調整のしかた」の「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」により求めた給与所得控除後の給与等の金額を記載してください。
 なお、所得金額調整控除の適用がある場合は、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
 令和8年度の税制改正により、給与所得の最低保障額が65万円から74万円に引き上げられました。

給与等の収入金額	給与所得控除額(改正された範囲)	
	改正後	改正前
190万円以下	令和8・9年分	令和10年分以後
190万円超220万円以下	74万円(注)	その収入金額×30%+8万円 (69万円未満となる場合は、69万円)
		65万円
		その収入金額×30%+8万円

- (注) 1 給与所得控除の最低保障額の特例(租税特別措置法第29条の4)の適用後の給与所得控除額となります。
 2 給与等の収入金額が220万円超の場合の給与所得控除額に改正はありません。
 3 令和8・9年分の給与等の収入金額が69万1,000円以上220万円未満である場合には、「令和8年分年末調整のしかた」の「令和8年分の年末調整等のための給与所得控除後の給与等の金額の表」をご確認ください。

※詳細は国税庁ホームページをご確認ください。

2 扶養親族等の所得要件の改正

基礎控除額の引上げに伴い、扶養控除等の対象となる扶養親族等の所得要件が改正されました。

扶養親族等の区分	所得要件 (令和8・9年分における収入が給与だけの場合の収入金額)	
	改正後	改正前
扶養親族 同一生計配偶者 ひとり親の生計を一にする子	62万円以下 (136万円以下)	58万円以下 (123万円以下)
特定親族	62万円超 123万円以下 (136万円超 197万円以下)	58万円超 123万円以下 (123万円超 188万円以下)
配偶者特別控除の対象となる配偶者	62万円超 133万円以下 (136万円超 207万円以下)	58万円超 133万円以下 (123万円超 201万5,999円以下)
勤労学生	89万円以下 (163万円以下)	85万円以下 (150万円以下)

3 国外居住親族に係る扶養控除の見直し

令和6年度以降、非居住者である親族(国外居住親族)に係る扶養控除等の適用について、控除の対象となる扶養親族(控除対象扶養親族)の要件が厳格化され、日本国外に居住する30歳以上70歳未満の親族のうち以下のいずれにも該当しないかたは扶養控除の適用対象外となります。

区分欄の記載方法	控除の対象となる扶養親族	必要書類
01	16歳以上30歳未満の者	親族関係書類
	70歳以上の者	送金書類
02	① 留学により国内に住所・居所を有しなくなった者	親族関係書類および 留学証明書類(※)
	② 障害者	送金書類
03	30歳以上70歳未満の者のうち、右記①～③のいずれかに該当する者	親族関係書類
04	③ その居住者から前年における生活費又は教育費に充てるための支払いを38万円以上受けている者	送金書類(※)

【記載方法】

「控除対象配偶者」もしくは「16歳未満の扶養親族」が非居住者である場合には区分欄に○、「控除対象扶養親族」が非居住者である場合には、区分欄の記載方法のとおり、区分欄に01～04を記載してください。
 なお、16歳未満の国外居住親族(扶養控除の対象ではない親族)であっても、障害者控除または個人住民税における非課税基準の適用を受ける際は、親族関係書類および送金書類の提出または提示が必要となります。

※詳細は豊島区ホームページをご確認ください。

ホーム > 手続き・届出 > 税金 > 住民税 > 3. 住民税の手続き > 国外扶養親族に係る扶養控除等の適用について

【用語の説明】

- 源泉控除対象配偶者とは、居住者(合計所得金額が900万円以下である人に限ります。)と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が95万円以下である人をいいます。
- 同一生計配偶者とは、居住者と生計を一にする配偶者で、合計所得金額が62万円以下である人をいいます。
- 控除対象配偶者とは、同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である居住者の配偶者をいいます。